

平成17年第7回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成17年12月15日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 西本 俊吉	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
	7 番 本田 章紘	8 番 三和 郁子
	9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
	11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
	13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
	15 番 小島 進	16 番 川口 東洋
	17 番 野並 享子	18 番 小菅 六雄
	19 番 原田 薫	20 番 田中榮太郎
	21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子	都 市 建 設 部 長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉	政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
市民健康福祉部 次 長	高田 一巳	教 育 部 次 長	高田 利江子
都 市 建 設 部 総括マネージャー	堤 文男	環 境 経 済 部 総括マネージャー	佐橋 市衛

広報秘書課長 富田 久和

総務課長 竹内 睦夫

企画財政課長 中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局長 内堀 悟

事務局次長 井狩 重則

書記 川崎 和美

書記 赤坂 悦男

議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

追加議事日程

第1 意見書第11号及び意見書第12号

(議会制度改革の早期実現に関する意見書(案)他1件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様でありますので、省略いたします。ご了承願います。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(荒川泰宏君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第11番、藤下茂昭君、第12番、中島一雄君を指名いたします。

(日程第2)

議長（荒川泰宏君） 日程第2、一般質問。昨日に引き続き一般質問を行います。

質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第18号、第23番 河野司君。

23番（河野 司君） おはようございます。

今回、一般質問通告書を出させていただきました。私は、駅周辺の管理と活性化対策について、それと、イオンの出店に対する対策についてということで出させていただきましたところでございます。

まず、先の駅周辺の管理ということでご質問させていただきたいと思いますが、駅前問題は過去何回となく開発に向けてのご意見を申し上げてきましたけれども、今回は、今のこの時代、本当に安心・安全が叫ばれる中、野洲駅1万3,000人強の人々がそこに1日乗り降りをされている。そして、いろんな関係の方が駅を利用して、野洲市の中でも一番中心的な、そんな大切な場所でございます。その部分がやはり安全・安心でないと、野洲市が本当にいいまちだなど、このようなことは申し上げられない、このように思います。

先の新聞の広告でございますけれども、あるマンション業者が販売のために広告を出しておりました。そのコマーシャル欄を見ますと、緑豊かな、歴史・文化の豊富な、そしてまた活力のあるまち野洲という、こういう紹介をしておりましたので、私も一瞬ドキッとしたようなところもございますけれども、そのような形でマンション業者は販売をしております。それにふさわしい野洲というイメージをつくっていきたい、このように思いまして質問をするところでございますけれども、ご承知のように、駅前の広場は狭隘な場所でございます。しかしながら、駅にはエレベーター、エスカレーター等々、本当に利便性には大変よくなってきておるところでございますけれども、皆様のご意見を聞いておきますと、いまだ点字ブロックですか、あれの整備、障害者に対する安全・安心のための施設でございますけれども、駅に向かう両サイドに点字ブロックがまだ付いていない。他の駅に比べますと大変見劣りがする。安全・安心はどうなっているのか。また、障害者専用の駐車スペースも駅の広場には設けておられますけれども、そこにはいつも健常者の車がよくとまっている。このような管理をどうされているのか。このようなご質問もいただいているところでございます。

また、駅周辺ということで、やはり市としてはその近辺の市道、道路上ですね、また公共的な施設、そのようなところを本当に安全・安心、また適切に管理をしなければなら

いという、そういう責務があるということでした。

この前も、義民サミットの時ですか、後で知ったわけですが、文化ホールの中で転倒されて足の太もものところを骨折された、このようなこともございまして、私は見舞いに行きましたけれども、そのようなこともいまだ文化ホールの方も知らなかったというように、どうなっているのかなと、このようなこともございます。

前にも委員会の方で質問させていただきましたけれども、駅のエスカレーターの乗り口、またエレベーターの乗り口等々、雨の日なんかはやっぱりぬれておりますので、大変滑りやすい状況。このような状況では大変危険だということで、私も改善を申し入れて、改善をされたと思いますけれども、何かまだ雨が漏っているというようなことも聞きますし、その辺の危機管理というものはどうなっているのかなと、このような思いをしているところでございます。

本当に万が一事件、事故でも起こりますと、大変な行政責任、市長の責任にもなってきます。当然事業所、また市民にもいろんな努力目標が課されておりますけれども、いろんなそういう条例の中で、これを本当に全うしていかなければならないという緊急の事柄がございまして。

また、先般より質問が出ておりますように、子どもたちの安心・安全、人々に、市民に対する安心・安全のためにやはり私は駅前広場、また、人の集まる場所、公共的な空間でございましてけれども、そういうところにやはり防犯カメラを設置する必要があるのではなかろうかと。よその駅を見ても、石山でも大津でもどこでもそうですけれども、防犯カメラ設置中というふうに表示されておりますけれども、野洲駅には、悲しいかな、ないのですね。警察の方に聞きましても、市内でいろんな空き巣やそういう犯罪者が逃走経路に使うのは野洲駅ということもございまして、何とかそういう早期検挙に向けて、防犯カメラ等々を設置するように、私も強くこれもご意見を申し上げたい。どのようにされているのか、一つその辺もお聞きしたいと思います。

また、今現在、駅前振興委員会の方で協議をされておりますけれども、懸案でありましたC地区、D地区等々が長年空き地で放置されている。これの管理、やはりこのような場所にいるような事件、事故が起こりますと、これは当然管理者である行政の責任ということでございます。過去何年経ちましても、この土地がどういう土地で、将来こういう目的の土地だとか、そういう表示も何もない。いつもよく聞かれるのです。「あそこをどうされるつもりですか」とか、そういうときに「いや、これから、今考えている最中です」とか、

そのようなあいまいな返事を私もいつもしているという状況ですので、これもやはり行政の方が明示して、情報は速やかに流すという情報公開条例もございますし、そのような観点に立って考えてもいただかなければならない、このように思います。

そういうことはすべて管理者である行政の管理責任というものがございますし、また、最近の話でございますけれども、市道の占用条例の中に含まれるわけでございますけれども、大阪ガスが駅前の街道筋、滋賀銀行の前の旧朝鮮人街道というのですか、あそこをこれから工事されるという、これは想像でおっしゃっておられます。40戸のマンションが今建つというところでございます。そこに供給するという、そのようなことらしいですけれども、そういう中で周辺の皆さんがいろんなことを不安に思っておられるということが駅前の自治会の方にいろいろ意見があるということで、これもどうなっているのだという、そういう適切な情報、また説明がいまだにないということで、この辺のことも本当に、今のテレビをにぎわしておりますけれども、耐震の偽装の問題、やはり管理者である、また許認可権者である行政が、大阪ガスが道路占用申請をしていると思うわけですが、どういう指導をして許認可をしたのか、していないのか、そのようなことを明確に市民に知らせる義務があると思うのです。こういうことがないと、やはり市民としてもいろんな面について不信感がわき起こるし、そういう中で速やかにその辺の内容を開示していただかなければならない、このように思うところでございます。その辺も一つお答えをいただきたい、このように思います。

また、活性化の問題でございますけれども、活性化の問題は私も先般から何回となく、これからの方向性ということで質問をさせていただいております。今のマンション業者が書いておるように、活力のあるまちと書かれている以上、それにふさわしいまちにしなければ、これは購入される方にうそをついたことになりますので、またそれよりも、我が市が市の名誉にかけて発展をしていかなければならないという、そういう責任、これもやはり行政の責任もございます。

そういう中で一日も早く活力のあるまちを生み出すために今、検討委員会、振興委員会、商工会もそうです。商工会の一応振興委員会の結果はこの春に出た。私はそれを示しましたけれども、それは部長の方は目を通したということでございますけれども、市長の方も目を通していただいたと思いますけれども、そのような方向で今、商工会は考えておるし、そしてまた市としての振興委員会も協議中、来年3月までには一つのきちっとした計画を立ち上げたい、このようなことも聞いておりますし、一刻も早くその活性化策をと

っていただきたい、示していただきたい、このように思います。

先の質問で、文化小劇場と駅との間のC地区を、アサヒの所有地でございましたけれども、そこを買収してはどうかと、このようなことも私は申し上げましたが、市長の方はそれはできない、このような答弁でございました。アサヒがディベロッパーに売却するという話を聞いております。その後の話は私も聞いておりません。その辺も一つ説明をいただきたい。

その時の話、私も、もしアサヒがディベロッパーに売却するのならば、その購入ディベロッパーに対して条件を付けていただきたい、このようなことも申し上げておきました。あるいは、1階のその部分、マンション業者ですので、マンションが建つと思いますけれども、1階の部分は商工会が賃貸契約を結ぶこととか、2階の部分、やっぱり公共・公益な施設を市が利用するような、そういうことを条件付けしてあの辺の活性化を図っていただきたいなど、私もこのような希望を申し上げておきましたので、その部分も今どのようなことで推移をしているのか、これも一つ説明をいただきたい、このように思うところでございます。

そして、後のイオンの出店に対する対策についてということで出させていただきました。イオンの対策、これは本来ならばこの年末からオープンというようなことを聞いておりましたけれども、事情がありまして、契約されたのがまだ9月でしたか。そして、聞くところによりますと、来年の春ごろに着工して秋にはオープンされるであろうと。このようなことを聞いております。その中で、当初は私も申し上げておきましたけれども、地元商工会、中主商工会と野洲商工会でございますね、そしてイオンの近隣の住民の皆様に対する説明、これがどの辺までといたしますか、何回か協議をした、また説明に行っているということを知っております。その辺、もう納得いただいているのかどうか、まだ一部そういう協議をしなければならぬところがあるのかどうか、こういう部分。

そして、両商工会に対しては、2者とも要望を上げておられましたね。この辺の回答は出されていると思いますけれども、両商工会に対する回答の内容。やはりイオンが出店ということで、地元零細業者、小さい業者はかなり恐怖というものを感じておられたということもございます。当然共存共栄、決まった以上は、これからやはり両者がいろいろ努力して、共に繁栄するよというよなきれいごとで今はおさまっているということもでございますけれども、やはり不安は否めない。そういう中で行政として、行政の土地を大手の業者に貸すということもでございますので、これはまたやはり行政もその責任がある。い

ろんな部分で責任が当然付いて回るわけですね。そういう中で一つ、今、両商工会に対しましての支援策、こういうものがどれだけのよう示されているのか、これをお聞きしたいと思います。

どの辺が焦点かということをお大変思っておられると思いますけれども、それはお任せいたしまして、ご答弁をいただきたい。よろしくお願ひいたします。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、河野議員から種々ご質問いただきました。当初の予定より大分変わっておりますので、面食らっておりますが、申しわけございませんが、ちょっとしどろもどろになるかもわかりませんが、お許しをいただきたいと思ひます。

それでは、河野議員のご質問にお答ひいたしたいと思ひます。

まず、駅前関係でございますが、ご指摘をたくさんいただきました。渋滞の関係、それからバリアフリーの関係、防犯の関係というふうにいただいておりますが、ご指摘いただきました件をはじめといたしまして、現在、駅前広場にはさまざまな問題がございます。これらの改善を目指しまして、C地区、D地区を有効に活用するということで、現在、駅前ロータリーを含めた一帯の区域を対象に、地元自治会などの方の参画を得た駅南口土地利用計画協議会、また交通バリアフリー推進協議会等を開催いたしております。先ほどおっしゃられましたように、今年度末を目処に何とか計画策定をしたいということで検討中でございます。その結果をもって、できるだけ早く整備を進めていきたいというふうを考えております。

それから、C地区の問題でございますが、アサヒが所有する部分の売却の関係ということでございましたが、先ほどおっしゃいましたように、マンションの経営をする会社の方が購入されたというふうに伺いましたし、その際、先ほどもおっしゃいましたように、1・2階は公共スペースにするということも聞いておりますし、まだ具体的な内容等につきましては私どもの方には何もご提案がございませんが、私どもといたしましてもいろいろと協議をさせていただきまして、有効な利用ができるように考えていきたいというふうに思っております。

それから、都市ガスの件でございますが、この件につきましては、本市といたしましても野洲文化ホールへのガス供給ということで11月に配管工事が完了しております。また、他にユーザー、お客様の申し入れによりまして、市道小篠原稲辻線と下水門線交差点を起

点に滋賀銀行方面の市道小篠原稲辻線にガス管の埋設を計画されておられます。既に10月には市道小篠原稲辻線の工事予定について地域自治会役員には計画概要の説明をされまして、その後11月には道路占用許可申請も本市に提出されております。工事予定期間は、道路占用許可後、来年1月から着手いたしまして、平成19年2月末に完了を予定されておりますが、工事着手前におきまして地元自治会長への説明、沿道住民へは個別対応により説明をする旨を伺っております。

ガス事業は、ご承知のとおり、経済産業省の許可を得て、またお客様のニーズにより整備されるものでありまして、その中で市の役割ということではありますが、ガス管理設に伴う道路占用許可条件の中で利害関係者への説明、また工事期間中の安全対策等についての指導をいたしております。

なお、今後の都市ガス導管敷設計画につきましては、お客様からの要望があり初めて検討されるものであり、今現在計画している導管敷設計画はないというふうに聞いております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 皆さん、おはようございます。

それでは、河野議員の2点目のイオンの出店に対する対策につきまして、まず最初の、イオン進出によります市内商工会員に及ぼす影響をどのように認識しているのかについての質問でございますけれども、市内商工会の皆様には今日まで、地元商業の振興はもとより、地域の活性化やまちづくりに果たしてこられました役割は大きいものと感謝をいたしております。

近年、地元商業を取り巻く環境は大きく変化しておりまして、市内及び近隣市への大型商業施設の進出、さらに家電、衣料品に代表されます専門店やコンビニエンスストアが増加しております。このような状況の中でありまして、今回のイオンの進出受け入れにつきましては、地域の活性化や雇用の創出、あるいは集客力の向上につながるものではございますが、一方では地元商業者に競争面において一定の影響を及ぼすものと考えており、今後におきましては、小規模店の特徴を生かしつつ、個性を持った店舗として、大規模店の集客力を生かした事業展開が必要であると認識をしております。

また、2点目の物販の商業者に対してどのような支援策を考えているのかについての質問でございますけれども、現在、イオン進出に伴います地元商業者への支援プログラム

といたしまして実態調査、また分析を行い、市内の商業者に外部環境変化に対応した方向性のアドバイスをを行い、具体策を指導していく方策について商工会との協議を進めておるところでございます。

また、イオンの店舗内へのテナント出店に関しましては、テナント募集の説明会を地元商業者向けに優先的に行っていただく予定をしております、出店に要する経費を対象とした支援策を現在検討させていただいております。また、店舗の新築あるいは増築・改築で県の制度融資資金を利用されました場合には制度融資の利子の一部を補助いたしまして、福祉向上や環境負荷低減に向けた取り組みをされた場合はその経費の一部を補助するなどの支援策、あるいは商工会組織発展への団体支援などを現在考えております。

今後も誠意をもって商工会と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3点目の、周辺住民に対し、現在の協議の内容についての質問でございますけれども、周辺4自治会の錦の里・乙窪自治会、吉地自治会、西河原自治会と、行政、イオンの3者によります野洲市大規模小売店舗出店連絡協議会を設置いたしております、事前会議につきましても開催しまして、現在まで2回、連絡会を開催させていただいております。

また、県外イオン店の現地視察研修を先般行ったところでございます。協議すべき大店立地法の調整項目であります交通や環境等の調整、あるいは青少年健全育成等の課題につきまして、今後とも周辺自治会と協議を重ねながら課題解決に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） JR駅前の防犯カメラの設置の提案でございますが、この点につきましては私どもも検討課題ということで受けとめさせていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 河野議員の中で、義民サミットのときに市民の方が骨折されたという点でございますが、これについては、当日その方が骨折されたということを申告せず、そのまま自宅へ帰られて1週間ほど入院されたということの後日報告を受けて、現

在は退院されておるのですけれども、そうした状況で、その事故の対応につきましては、市が加入しております、町村の全国保険の関係で対応していきたいと思っておりますので、遅くなって申しわけありませんけれども、報告とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 河野議員。

23番（河野 司君） 大変多岐にわたる管理という部分で、答弁の方もそれなりに考えて答弁をしていただいたと思っておりますけれども、やはり私の言っている意思がわかっておられないですな。緊急の課題というのは市民の安心・安全、これが一番やはり市民に知らせなければならないということで、行政管理の部分の、行政はそれに対する情報の公開と、そして原因者に対する指導監督、そういうものがあるわけですし、そういう部分で私は質問しているわけで、駅前広場、人が一番集まるところの今の点字ブロックの問題、身障者に対するそういう施策、防犯カメラもそうですけれども、点字ブロックの問題、そして空き地の問題、また道路には今、道路占用のガスの問題。

今の答弁、市民はそれで納得しますか。それで危機管理が市としてはできているか、そこまで責任を持てるか、こういうのが一つも安心できる答弁じゃないです。責任をとるわけですね。どういうふうに責任をとるわけですか。もしいろんな事件、事故、そういうのが起こった場合、どなたが責任をとっていただけるわけですか。今の答弁では市民は当然納得はいたしません。どうしていかなければならないという皆さんの責務がないじゃないですか、今。現状をおっしゃっているだけじゃないですか。その辺をもう一度考え直して、本当に今の状況、野洲駅を想像してみてください。危機管理のいろんな意見があるわけです。いざというときに、万が一のときに対応できますか、今の答弁で。

いろんな条例がございます。努力義務がございますね。よりよい環境にしていくという、これは行政も市民も事業者も責務がございます。やはりみんながそういう意識を持たないと、けがをされた、いや、それはうちは関係ないとかどうのこうの、こういうような問題になるでしょう。駅前やはりいろんな管理の部分のがのってきますね。違法駐車のような防止条例や広場管理条例、また情報公開条例、道路占用条例、すべて皆それはかかってくるわけです。こういう中で起こった出来事に対してはやはり市が、また事業者が責任を持たなければならないという問題なのです。その辺が一つも伝わらない。今の答弁で市民に伝わるわけがないですよ、これ。マンション業者が言っておる、活力のある、そして緑豊かな歴史と文化のまちというふうに宣伝しておるのですよ。そんなものに恥ずかしくないのですか。

再度お聞きしたいと思いますけれども、今の部長の答弁、アサヒの土地を購入した業者には公共・公益施設を1階、2階部分、協議をしていきたいというような話。私は前回にも頼んでいたでしょう。はっきりと要請していただかなければならないですよ、これ。協議というか、どこまで約束事をされているのか。まだそこまで行っていないというような答弁でしたけれども、買うということはわかっているのでしょうか。やっぱりそれは両サイドに市の土地があるし、市の施設がある。当然物申す権利があるでしょう。これは当然その辺はきちっと押さえなければなりませんと思います。そんなことを協議して、やはり市としてはこうしたいと。だから、許可といいますか、そういうものがあるわけです。条件ですよ、これは。

活性化の部分についても、商工会に対して私も申し上げています。商工会がやはりそこを賃貸するように努力しなければならない、この要請もしなさいと、このように言っています。やはり言う権利もありますので、それはきちっと文書にして申し入れていただきたい。あいまいなのですよ、今の答弁は。あっち任せというような、そんな答弁ではだめです。主体性を持ってやっていただきたい。結局は行政に責任が戻ってくるから、私は言っているのです。

防犯カメラのこともそうですよ、これ。検討していきたいと。何を検討するのですか。付けていかなければならないという方向じゃないですか。検討というような、私はそんなもの、今の時代にそんな答弁ではだめです。早くするということをしないと、よその駅は全部付いているのですよ。

そういうことで、今の空き地の問題、これをやはりどうするか、明示するのか、しないのか。市民に知らせるのか、しないのか。

そして、ガスの問題。やっぱり不安が今あるのです、地域の人々には。ガスということもあります。そして、道路もまた掘り起こして、復旧されますけれども、形状が変わる。やはりあの駅前にふさわしくないですよ。スカッとしたそういうことでないと、そういう不安な部分と後の景観、こういうものをどこまで保障されているのか。それで、それを市民に知らせるのか、知らせないのか、それを私は聞いているわけです。それも速やかに。

イオンの問題はこれから協議中ということで、まだまだ、オープンされても、その後もやはり協議をしていくという、そういう対応をとらなければならないと思います。これは近隣の住民もそうですし、商工会に対してもいろいろ窓口をつくって協議をしていく、このような対応をとっていただきたい、これはそういうように思います。

先の点、安心・安全の管理の問題で再度ご答弁いただきたい。よろしくお願いします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） おはようございます。

河野議員からの質問で、何点か提案をいただいている問題以外の問題も出ていますし、整理しながら答えていきたいと思いますので、また漏れたところは部長から説明をいたします。

まず、安全・安心で管理の問題が出ていますが、歩道の管理その他についておっしゃる。これはやっぱりたちまち道路を管理している者が管理しなければならないのですが、土地の所有者にも管理権がございますので、我々が立ち入って、管理をこうしろ、ああしろと言うものでもないと思います。その辺は若干言葉のあやがあるのですが、C地区を民間のマンションを主とした業者が買い取ったという情報は、これは聞いております。

ただ、その1階、2階を公共で使うという意見が今出ているのですが、これはもうその話は、野洲のコミュニティセンターを建てようとしたときに、あそこを買おうじゃないかと。しかし、坪150万もするこんな高い土地を買ってどうするのだという議論もございました。そうしたら、民間がマンションを建てたときに1階、2階を買ったらいいいじゃないかと、こういう案も出ました。あるいは、私が絶えず申し上げます駅前保育、このことについても、誰かにやってもらったらいいじゃないか、そのために買ったらいいいじゃないかと、こういうことでございまして、今、行政がそのフロアを買って何をするという計画はございません。

だから、1階、2階、1階を商工会が借りられるというのだったら、これは今のうちに申し込んで借りてもらわないといけないと思います。行政は借りません。商工会がお使いになるのだったら、商工会がお借りになったらいい。それはやっぱり計画の段階からしていかないと、今のマンションやらホテルの建築の問題と一緒に、もともとそういうことをきちっと計画してやっていかないといけない、こんな思いですので、私は今の段階では行政がそのマンションをお借りして行政の施設として、あるいは公の施設として使う予定は持っておりませんので、そういうことでご解釈をいただきたいと思います。

それと、どうもガスの問題であるのですが、これは天然ガスと思うのですが、高圧ガスで一定の不安は、ガスの管が破裂するとかいろいろなことでご心配だと思うのですが、大都市には絶えずそういうものが入っておりますので、今はガスの事故もございませんし、過去、野洲市内をガスの幹線が通るときにいろんな問題がございまして、そして、

希望が丘を抜けて甲西の工業団地へつないだという経過もあるのですが、そのときには減圧機をどこか三宅のところへ置くというときに一時問題になりましたよね。それは設置をさせなかった。こういうことですが、今、ガスを市内の中で張りめぐらすということについては、私はやっぱり将来のまちづくり、あるいは化石燃料を減らしていこう、いわゆるCO₂を削減していこうという中で天然ガスを使うということについては、我々の基本的な理念であります環境問題から言えば、大いに取り組んでいただきたいという思いをいたしますが、ただ、消費者の皆さんの家庭へのガスのとり合いについては若干業界の中での話し合いがついておりませんので、これはやっぱりいましばらくは遠慮していただきたい。

しかし、そういう大きなマンションとか、我々の公民館もいわゆる空調の熱源にガスを使いまして、だから、今あのガス管が入ったのですが、それも今まで軽油でやっておったのが効率も悪い、やはりガスも出る、CO₂も削減する意味から、これはガスに変えようということで変えました。ガス管を引いてもらいました。そのときも地元の駅前の自治会には十分な説明をいたしております。今回も、これは占用許可を出したら、駅前の地区には行政も行きますが、大阪ガス自身、あるいは工事を施工する人、皆さんがやっぱり説明をして、住民の皆さんにご理解を得てから工事にかかる。これは公共事業、あるいは一般事業でも、通念の理念だと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

イオンの問題についてはまた部長の方で申し上げますが、一応それなりの取り組みをいたしまして、地元でも、天理でしたか、視察に行ってもらって、何も問題なかったと。一日も早くオープンしてもらおう、こういうご返事をいただいておりますので、それもそのように取り組むをしたいと思っております。

駅前地区についてはいろんな議論がございますが、何回か商工会やら関係の皆さんから提言をいただいておりますが、私は何回も申し上げるのですが、図面はかけるのです。そこから先の問題をどうしていくかというふうになると思っております。最近ではよく言われるのですが、当時は町長でしたが、「町長、よかったね、駅前の土地は持たんと。坪150万の土地を今持っていたら大変なことになりますよ。イオンのあそこは坪20万。20万の土地が売れない時代なんですから、150万の土地を仮に湖南開発事業団あるいは野洲市が持っておれば、今、大変な問題やと思っております」。ある意味ではそういうことを市民の皆さんもおっしゃって下さる方もございます。それよりも、一日も早く民間の手で開発をしていただく、こういう思いでございますので。

あと、抜けたところは部長、また答弁して下さい。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 安全面ということで、点字ブロックのご指摘がございました。現在、駅前の方に向かう両側の歩道がございましたが、あそこには、わかりにくいのですが、同色の点字ブロックが付いているのですが、あのブロックの方を新しくやり替えるという計画も持っておりますので、できるだけ早く実施をしたいなというふうに思っております。

それから、空き地の問題でございますが、どういうふうに明示するのかということでございますが、今現在あそこの空き地の管理につきましては、雑草等の管理は私どもでやらせていただいておりますが、もう少し計画が定かでないということですので、計画が明らかになった時点で考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、道路占用の問題でございますが、先ほど少し市長も触れていただきましたが、市道の中で当然ガスということで安全面の説明等につきましても、住民に安心していただくような説明をするよう指導いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 河野議員の再質問でございますけれども、イオンの問題でございますが、商工会への協議、先ほどご答弁させていただきましたように、現在継続中でございます。その中で、要望に対しまして市といたしましても何点かの先ほど申し上げましたような支援策を考えておまして、いずれにいたしましても、大規模小売店と、そしてまた地元商業者が共存共栄、また共生していただけるように、そうした支援を考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、先ほど申しました地元の対策の件で連絡会を設けておるわけでございますけれども、県外研修、先ほど申し上げました、先般も奈良県の天理店、大安寺店、両店に地元のそうした会員さんに一緒に研修を受けていただいたわけでございますけれども、お聞きしておりますと、天理店は特に交通、防犯、青少年問題、そうした問題は開店当初から今日までなかったというふうに聞きました。

そしてまた大安寺店につきましても、あそこは国道24号線に面しておるところでございますので、そうした関係で、オープン当初は交通渋滞、そうしたこともあったということ

でございますけれども、あと青少年問題も、開店当初一時そうした問題もあったということ
とございましたけれども、地元の警察、そして行政、地元のそうした青少年育成市民会
議等と一緒に協働して対応に当たられたということで、その後も、その当初だけで、そう
した問題も特にはないということでお聞きしてまいりました。

いずれにしましても、大規模小売店の連絡協議会、地元のそうした代表の方にも出てい
ただいておりますので、その方々と今後もそうした問題につきまして協議を進めていきま
して、開店までにそうした問題の課題解決に当たってまいりたいと考えておりますので、
よろしくお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 防犯カメラ、検討ではだめだというご意見ござい
ますので、早速ですが、関係機関と協議をさせていただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 河野議員。

23番（河野 司君） るる答弁をいただきました。市長の答弁、市としては今の開発
業者に対して、そういう希望はありますけれども、何も約束はしていないという今の話だ
と思えますけれども、やっぱりそれではだめだと思うのです。だから、思いはあっても、
話をしないとだめだと私は言っているわけです。やはりあれだけの場所ですので、そして
また両サイドは市の施設があり、また市の土地があるという中で、そこで建設されるとい
うことですので、市の有利ないろんな条件を付けていったらいいと私は思うのです。そう
でしょう。そして駅前にふさわしい、活力のあるそういうイメージの施設、また、商工会
もおっしゃっていただきましたけれども、そういうことをやはり文書にしてちゃんと要望
しないと話が前に行かないということですので、それは今後の協議の中で実行していただ
きたい。今おっしゃった保育の問題やそういうこともございます。市民はそういうことを
大変望んでおられますので、やっぱりそういうことに対しては市長としても要請をしてい
っておかなければ、後で後悔はしたくないと思っておりますので、一つその辺はよろしく
対応いただきたい。

また、活性化の問題が出てきていましてしたけれども、D地区の問題、当然D地区の
今の現状、空き地になって数年経ちますね。どうなる、どうなるという市民の期待やら不
安やら、いろんな声がありました。それなりに私も答えておりましたけれども、もうこれ

以上は回答ができないというような状況ですので、部長が言ったように、計画がないと明示できない、説明できない。それもだめなのです。あんなところ、計画って当然いい計画に決まっています。いい計画しかできません。あんな大事な大事な駅前の表です。計画は大体当初の説明の中で、ロータリーを拡幅してバスを何台かというような話もございました。それはそれなりに書けばいいと思いますけれども、やはり活性化につきましては、私はD地区のロータリー化というのを急ぐ必要はないと。

というのは、やはりバスが今、野洲駅に朝夕、バスの通勤者の人がかなり多い。その方たちが市内の企業に出勤されてまた帰ってこられる。バスが玄関へ横付けなのですね、今。駅前の本当に乗り場まで玄関へ横付け。ということは、その人たちが駅とを歩いていただいているという、これがやはりかなりマイナス要因。地元事業者に聞きますと、皆、バスが玄関へ行っている。前を通られないと。このようなこともございますので、やっぱり私はバスストップをもう少し離れさせた、例えば庁舎のあそこの角に、旧平和堂のあそこに100円駐車場がございますが、あそこで話をするとか、文化ホールの前のアサヒの所有地、駐車場がございますけれども、あの辺でバスを乗り降りしていただいてちょっと歩いていただくというような、そういう手法も考えていきたい。これは検討委員会の中で協議をしていかなければならないと思いますけれども、やはりそういうことが、駅前を歩いていただくということが、活力があるなというようなイメージ、また実際にそうなると思いますので、そういう方向で関係の皆様は考えていただきたい、これも要望しておきます。

ガス問題は原因者の動きに合わせて物事をやっていくというようなことに聞こえますけれども、やはりそれは遅いわけです。こういう話があったら話の段階でやはり知らせるところには知らせないと。業者がしたらいいというような、そんな問題じゃないと思うのです。行政の公共的なスペースを何びとが使用しようが、そういう話があったということだけでも関係者には知らせておかないと、これはいたずらに市民の不安をあおるといふことにもなりますので、なぜ言わないかというような、逆にまたそういうようになりますので、やっぱり速やかにそういうことの説明をしていただきたい、私はこのように思います。

イオンの問題につきましてはこれからも協議をしていくということで、協議、協議とおっしゃいますが、一つ誠意を持って協議をしていただきたい、このように思います。よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 重要な問題ですので、整理をしておかないといけないと思う

のですが、おっしゃっていただいているのはまずC地区だと思うのです。今、民間の手に渡ったのはC地区なのです。そこへマンションの計画をされるであろう、こういうことですね。

それと、ある意味でおっしゃっているのはD地区のことをおっしゃっていることも含んでいますが、D地区というのは買収してまだ1年経ちません。3年か4年経つと言われたけれども、まだ1年です。今、その計画をどうしようということを地元の皆さんとうちの行政とを交えて、どのように活用していこうと。だから、D地区についてはそういう、私も無責任なことはいいませんけれども、これは我々がきちとしたものをつくっていかないといけない。この中に商工会の皆さんの活動できる場所も含んではどうかと、こういうことは私も言うておりますし、また、観光協会についてもそれを申し上げております。

C地区については、これは民間がやられることで、しかし、おっしゃるように、あれだけの土地ですから、野洲市にとっては重要な土地ですから、大きく活用するためには若干の用途区域の変更もせざるを得ないであろうと。そういうことも含んで都市計画審議会でまた協議をいただきながら変えていかないといけないだろう、こういう思いをいたしておりますので、そういうことに総体的に行政が関わっていかないといけない、こういうことでございますので、たちまちC地区に建つマンションの下を我々が借るということは決して申し上げておりませんが、指導はしていきます。やっぱり駅前にふさわしい形のマンション、あるいは使いやすいマンションにさせていただく、こんなふうに思います。

もう一つ、ガスの占用の件なのですが、占用協議には来ているようですが、すぐに許可をしたいと。許可をするときに地元の皆さんに説明を行政としてすると。工事にかかるときはまた業者が工事説明をする。こういうことで区別して地元の方のご理解を得る、こういうことのようにございますので、ご理解をいただいております。

もう一つ、防犯カメラ、端的な表現、付けることは我々は付けますよ。付けて、それを誰が監視してどうするのかとなったら、やっぱりこれは公安委員会でしょう。そのために付けておかれる。だから、付けようとなれば、こちらの南口の広場はいわゆるJRが管理している広場なのです。協定広場です。北口は市が管理していますけれども。だから、その辺で野洲駅、警察その他と協議して、防犯カメラに映ったことを誰が見るのだと。やっぱり警察でしょうね。だから、その辺はやっぱり十分協議をしないといけないと思いますので、そのことは早速、ご意見があったのですから、協議をさすということで、それをご理解をいただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第19号、第9番 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 鈴木でございます。

12月定例会において、私は2題の質問をしてみたいと思います。

まず、その前に、私はいつも12月になると思い出すことがございます。その12月と申し上げますのは、日本人の血が脈々と流れておる赤穂浪士の討ち入りの月でもございます。また、忘れてならないのは、64年前の12月8日7時55分に日本の連合艦隊が真珠湾を奇襲攻撃した月でもございます。12月と申し上げますと、そのようなさまざまなことが起こっておる月でございます。また、この真珠湾攻撃により、その6時間後、日本政府はアメリカ、イギリスに宣戦を布告した月でもございます。そして太平洋戦争が開戦され、終戦までに日本人300万人という尊い命が散ったものでございます。私は思うに、いつぞや産業土木常任委員会で九州の鹿児島にある知覧航空隊へ視察に行ったとき、わずか18歳や二十の若人が特別攻撃機に乗って敵艦に体当たりした、そのような映像を見て、戦争というのは二度とするものではないということを実感してまいりました。

さて、今、日本の国ではそのような現実を忘れて憲法改正論が出ております。私はそれを、皆さん方はどのように思われるかわかりませんが、今、憲法第9条をひもといてみますと、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認ということがきちとうたわれております。そうしたものをやはり我々はきちと守っていかなければならないという思いでございます。

さて、余談はそれぐらいにいたしまして、早速質問に入らせていただきます。

まず、誰もが安心して、よい医療を受けられる施策についてお伺いしたいと思います。

政府与党は11月30日にまとめた医療制度改革大綱の趣旨を公表いたしました。その中で基本的な考え方として、治療重点の医療から疾病予防重視への転換、国民皆保険維持のため、医療費と経済・財政の均衡を図る、高齢化世代と現役世代の負担を明確にするという基本的な考えを打ち出しております。そして、この基本的な考え方のもとで6点の課題を出しております。

まず1点目は、安心でございます。信頼の医療と予防重視、医学部入学定員の地域拡大、また、医師確保施策を講ずる。急性期から自宅まで患者が切れ目ない医療を受けられるよう地域医療を見直す。

また、生活習慣病予防のため、保険者に健康診断、保健指導を義務付ける。

次に、医療費適正化でございます。糖尿病などの患者または予備軍の減少や、平均在院

日数の短縮など、中長期の医療費適正化対策の効果をもとに経済規模と照らし合わせ、5年程度の中期を含め、将来の医療給付費の見通しを示し、給付費の伸びの実績を検証する際の指針とする。

次に、公的保険給付の内容範囲の見直しでございます。70歳以上の高齢者で現役並み所得の者は現役同様に自己負担を3割とする。2006年度には、70から74歳は現役並み所得者を除き2割負担、69歳以下はこれまで同様に3割負担、75歳以上も現行と同様に1割負担とする。また、2008年度には医療病床に入院する高齢者について食費、居住費を自己負担とする。2006年度については、高額医療療養費の自己負担限度額は賞与を含む報酬金額に見合う水準となるよう引き上げる。また、2006年度では出産一時金を現行の30万から35万に引き上げ、2006年度には乳幼児の自己負担軽減、2割負担を現行の3歳児未満から小学校入学までに拡大していく。この拡大策につきましては、私ども野洲市におきましては既にでき上がっておりますので、国の施策としては遅いと私は思っております。

次に、公的年金等控除見直しに伴い、新たに現役並み所得となる高齢者の負担について2年間の経過措置を講ずるということでございます。

また、新高齢者医療制度でございます。75歳以上の後期高齢者について、2008年度に独立した医療制度を創設し、保険料徴収は市町村が、また財務運営は都道府県単位での広域連合が行い、保険料は年金から天引きするという、このようなことが医療改革大綱の中でうたわれております。

それを受けまして私は、誰もが安心して、よい医療を受けられる施策についてということで質問に入りたいと思います。

日本の医療の評価は世界で第1位、使っている医療費は17位でございます。今後、高齢化社会を迎えても、国民皆保険により医療費は民間保険中心のアメリカより低く保たれておることは既にご承知だと思います。先般発表されましたわが国の医療制度改革によりますと、高齢者がねらい撃ちされ、ますますの負担増になっていきます。また一方では、2006年度より出産一時金を現行の30万円を35万円に引上げ、2008年度より3歳未満の対象を小学校就学前まで引き上げた評価はできます。この小学校就学前というのは国のことでございます。先ほど私は野洲市のことを申し上げました。そこで、次の点についてお尋ねいたします。

高齢者の患者負担増と当市の影響はどのように変わっていくか。

2番として、高額医療、人工透析の負担の推移。

3番といたしまして、入院時の食費、病床代自費化による負担増。

4番目は、保険免責制による負担でございます。保険免責制による負担については世論のかなりの反発がありまして、これは見送るということで出ております。

次に、75歳以上全員加入の新保険創設のあり方でございます。75歳以上になりますと、すべての老人が新しく出されている新保険制度に加入していかなければならないということでございます。

6番目に、医療の安全と質の低下を招く医療費総枠管理制度と経済財政の均衡についてということでございますが、このようなことが行われてまいりますと、我が国のGDPと医療費との関係が正比例して給付費が算定されていくという、そのような結果になり、本当に病気で困っておられる方が安心して医療を受けられなくなるというような現象が起こってくるのではなからうかなという思いを私はしております。

ちなみに、今、国保加入者は4,720万人、組合保険は3,013万人、政府管掌は3,552万人が加入しておられます。そして、驚くべき数字は、国保の滞納者が161万世帯ですね。このような数字に上がっているわけです。本当にこの国保というのは、僕が質問する前に、ある議員から国保の件でご質問されておりましたが、日本の国はアメリカの国と違って、やはりこの国保というのは堅持していかなければ、誰もがよい医療を受けられないということ、これは現実だと私は思うのです。だから、そういう点について私は今回質問しておりますので、明快な答弁を求めたいと思います。

次に、自己財源の確保と平成18年度予算編成についてお尋ねしたいと思います。

きのう、市長がGRPのお話をされましたね。私が思いますのに、この間、2000年の国勢調査時点で野洲町という形で上がっておりますが、その時点ではまだ今の日本アイ・ビー・エム野洲工場が存在していたと思うのです。その後、京セラに替わったと。替わったことについて何ら問題はないのですが、今この5番目に入って、このGRPというのは、これは昔で言う工業製品の出荷額のことを表すわけですね。今は言葉が変わりまして、域内生産高ということで示されております。私たち野洲市の出荷高が2,631億円、10.3%の増になっておるわけです。このような数字が示されているわけです。東京都の場合ですと176兆7,368億円。この成長幅も10.7なのです。野洲市と東京も変わらないのです。これだけ工業出荷高がある野洲市がなぜ、滋賀県、近畿、日本全国でこれは5番なのです。その野洲市がいまだこのような状況ということは、どう考えても、

どこかに何か政策的に問題があったのではなからうかなということを私は思うのです。

その中で、きのうの、当初でしたか、ある議員が固定資産税の落ち込みはということで聞かれたことで、固定資産税の落ち込みが3億7,000万ですか。それはどういうことかといえば、これは路線価が変わってきたということで、固定資産税がそれだけ減になってきたということですね。私の持論はそれはそれとして、私が質問通告書を出したのをまず読み上げます。

株価の値上がりやその他さまざまな要件により日本経済に明るい兆しが見える昨今、先の総務省の発表によると、土地や建物などにかかる固定資産税平成18年度の税収が、地方圏の地価下落を反映した評価替えに伴い、本年度見込み額に比べると、これは全国ですが、4,200億円の減、4.2%でございます。9兆5,300億円にとどまると試算されております。また、これから補助金あるいは地方交付税の削減が出されておる中で18年度の予算編成でございます。そこで、次の点についてお尋ねいたします。

本市における影響はどれほどになるのか。

このような状況において、将来的に自己財源の確保をどのように考えているのか。

また、三位一体改革で地方交付税の削減も予想される中、野洲市が予算方針で示している6本の柱について、平成18年度の予算編成をお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前10時14分 休憩）

（午前10時31分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） ご質問の1点目の自己財源確保と18年度予算編成について、私の方からお答えを申し上げます。

1点目の平成18年度の固定資産税の減収見込みでございますが、先ほどご指摘がございましたように、我々としても現時点での見込みについて述べますと、固定資産税全体では対前年度比、当初予算の比較でございますが、約3億7,500万円、9.6%の減収となる見込みを持っております。議員ご指摘の新聞報道の数値と比べ減収の幅が大きいのは、償却資産の見込みを加えたことと家屋の減価が著しいことが主な要因でございます。

次に、地方交付税では、旧野洲町分の普通交付税は平成17年度、今年度で2億2,0

00万円を受けておりましたが、これが18年度は不交付団体になる見込みでございます。

2点目の将来に備えた自己財源の確保でございますが、これは経常的な経費の抑制はもちろんでございますが、何と申しましても私は土地の有効利用、市街化区域の拡大により固定資産税の増収を図ることが将来の安定的な財源確保につながるものと考えております。現在策定を進めております国土利用計画あるいは都市計画マスタープランの中で市としての方針を示してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

3点目の予算の6本の柱についてでございますが、平成18年度予算は現在調整中でありまして、新市まちづくり計画に基づく6つの主要施策としての整理はこれから行いますが、主な継続事業といたしましては、「豊かな人間性をはぐくむまち」では給食センターの新設など、「人々が支え合う安心なまち」では障害者自立支援事業など、「美しい風土を守り育てるまち」では野洲市環境基本計画の策定など、「地域を支える活力を生むまち」では農林水産業や商工業の振興、「潤いとにぎわいのある快適なまち」では国土利用計画及び都市計画マスタープランの策定や野洲川右岸線道路改良工事など、また「市民と行政の協働がつくるまち」では総合計画の策定とコミュニティセンターの整備などがございます。非常に厳しい財政状況の中ではございますが、新規事業の抑制と経常経費の削減を進めながら、必要な見直しも加えまして、直接市民生活に関わる事業から実施をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

あと、国保関係は部長の方からお答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、2点目の今回の国の医療制度改正の大綱に伴いまして、誰もが安心して、よい医療を受けられる施策についての6点のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の高齢者の患者負担増と当市の影響についてでございますが、これにつきましては、国民健康保険におきましては平成16年度の実績で約2,600万円、また老人保健におきましては現役並み所得者のみの影響で約1,300万円の患者の一部負担が増加する見込みであります。この患者負担の増加につきましては、国民健康保険あるいは老人保健とも市としての給付負担額の減少ということになります。

続きまして、第2点目の高額医療、人工透析の負担の推移ですが、国民健康保険では、平成16年度の高額医療分が約1億9,000万円ございまして、これは平成12年度

に比べまして44%の増であります。人工透析では3,800万円で、平成12年度に比べ54%の増という状況でございます。老人保健では約1億円を支給しております。老人保健につきましては、平成14年10月に患者の一部負担金が完全定率負担となりましたので、対15年分で比較いたしますと0.1%の減という状況であります。高額医療における影響額といたしましては、課税区分が一般とされる方で約1割程度の自己負担限度額の引き上げが行われますことから、その分の支給額の減少が一定見込まれるところであります。また、人工透析の分の自己負担限度額の引き上げにつきましては、高額所得者、月収53万円以上のみに対応とされておりますことから、影響はないものと考えております。

次に、3点目の入院費、これは療養病床の分でございますが、入院時の食費または居住費による影響につきましては、厚生労働省から示されました試案では、月額で、多床室の場合、現行より食費で約2万2,000円、居住費で約1万円増加するということになっております。

4点目の、診療を受けた一定額以下を保険給付の対象外とし、その全額を自己負担とする保険免責制による負担につきましては、この大綱が出される前の協議段階において検討されたものと認識しておりますが、公的医療保険制度の基本に反するなどということで、今回の大綱では、議員ご指摘のとおり、見送られております。

次に、5点目の75歳以上の高齢者保険制度につきましては、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえた新たな制度であります。この運営主体が県単位の広域連合とされますことから、市町村の財政運営の負担軽減、あるいは保険料率の均一化、事務の効率化を図る上からも望ましい形ではないかと考えております。しかし、一方では市町村の責任が非常に薄まるということ、あるいは医療費の抑制に取り組む意欲が薄まるということが懸念されております。

最後の6点目の、年間の医療費の上限を設け、経済実態に合わせた医療費の総枠管理制についての市の対応についてですが、この制度は、医療費の伸びを抑制するため、医療費の総額に上限を設定し、保険制度全体を管理していこうとするものであります。今回の大綱には盛り込まれておりませんが、医療が必要な時期に適切な医療を提供してきた現行の保険制度の趣旨から、一時的に医療費の抑制効果があるものの、医療費に経済性を当てはめるといような制度は、議員のご質問にもございましたように、本当に医療制度として正当であるかということにつきましては疑問に思いますし、今後十分検討されることを望みます。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

9番（鈴木市朗君） まず、自己財源の確保と18年度予算についてお尋ねしてまいりたいと思います。

政府は3兆円は税源移譲もされておるわけですが、今回焦点となっております補助金削減、これが今6,000億円という形で決着を見たわけですが、その中で、厚生労働省の関係で5,290、国交省においては620、農水省においては340、文科省においては170、経産省では70、環境省では40、総務省では10億というようなことになっておりますが、この中で、私たちがいつも申し上げておるところでございます国道8号バイパスにいたしましても、国交省の方がこのような数字を出しておるとすれば、事業進捗に対して大変遅れていくのではなかろうかなと。特に施設整備費を削減したという形で表れておりますので、いよいよ市としても、やはりこれはどんなことがあったって自己財源に努めていかなければならないという思いがございます。

ちなみに、先ほど市長が説明されましたように、減価償却やささまざまな部分で僕は2億7,000万かなと思っていましたら、3億7,000万という、1億からの差がありまして、びっくりしているような次第でございます。

今後、自己財源確保ということは、私は職員の人件費を削ったりそういうことじゃなしに、やはりまず自己財源を確保していかなければ何事もできないと。例えば先ほど河野議員がおっしゃってました駅前のC地区でもそうですね。アサヒの方が市の方に2億7,000万でどうですかというような打診もあったと僕は聞いておるのです。それもやっぱりお金がないがために、2億7,000万のあの大事な、文化小劇場と駐輪場やらさまざまな、野洲市としての施設があるちょうど真ん中のあの大変いい場所が買えなかった。これは非常に残念だという思いを持っております。やはり何としても自己財源を確保して速やかなる事業展開を図っていかなければならないという思いでございます。

まずは自己財源を確保するにはどうしたらいいか。ここで一つ質問をいたしますが、まず、自己財源を確保するのに市街化区域の拡大ということを市長がおっしゃいましたが、これは今後においてのまちづくり基本計画の中で示していくということでございますが、一応その中には腹案があると思うのです。その腹案があれば、そういうことをお示ししていただきたい。

そして、今、中畑、あるいは桜生が区画整理をしておりますが、あれに対する固定資産

税の額がどのように推移していくのか、お知らせ願いたいということでございます。

いずれにいたしましても、ただいま説明がありました予算編成でございますが、大まかに申し上げまして、これは6つの柱で組み立てておりますが、平成17年度の予算資料を私は持ってまいりましたが、それぞれに継続事業もございます。新規についてはその部分はやっぱり考えていかなければならないという、そういうような答弁でございましたが、一応この6つの柱の中で、この部分はこれだけの予算でもって当たる、この部分はこれだけの予算でもって当たるという、そこそこの17年度予算の中でその額がきっちりした額じゃないですけども、今は何と申し上げましても12月です。3月定例議会にはこれを出していかないとだめなのですよ。もう2月の末にはそこそこの冊子ができ上がるのが本来の姿なのです。それができていなければ、行政の怠慢だと私は思います。今現在これができていなかったら、そこそこの腹案を持っておられると思うのです。その腹案をお示しいただきたいということです。

それと次に、誰もが安心して受けられる医療施策についてでございますが、今、中医協が議論している中で、大病院に緊急で運ばれた場合に、町医者の紹介状がなければ保険適用がされないというような、そういうことが中医協の中で議論されているのです。そうしたことになれば、今後ますます医療というのは大変なことになってくるわけですね。一つの検査をするにしても40万、50万というような、心筋梗塞、脑梗塞、さまざまなことで救急病院に運ばれます。そうしたときに保険がきかなければ、すべて自己負担ということになります。

そういうときに、中医協で今議論しているわけですから、なかなかこういうことが話として持ち上がってくると、今の小泉構造改革の中ではやはりこれは完全に出してくるので、国が決めたことは、地方に「あ」も「う」も言わせないのです。そういうことについてもやっぱり市としてはきちっとした対応をこれから考えていかなければならない時期に来ていると思うのです。なかなかそんなもの、答弁は難しいと思いますけれども、幸いにして、うちには竹澤部長というすばらしい人材がおりますので、私もこのような質問をさせていただいておりますが、ちなみに竹澤さん、今度の医療改正にあたりまして、例えば糖尿病で検査入院を1回した場合、どれだけの額が上がる。例えば胃がんで1カ月入院したときに、これだけの経費が上がって、今の新体制になってきたときにこれだけの額が上がりますよと。例えば老人なんか、75歳までの方が風邪なんかで病院に行かれたときにこれだけのものが負担増となりますよというような事例を出して答弁を一遍お願いし

たいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 冒頭の質問で、いわゆるG R Pの質問がございました。私がお答えを申し上げるのが抜けておりまして、申しわけございませんでした。

おっしゃるように、G R Pというのは今までの工業出荷額ではないのですね。これは、私も資料に書いてあるとおりのことしかわからないのですが、域内の総生産は域外市場産業の生産額、だから、例えばアイ・ビー・エムという名前が出ておりましたが、アイ・ビー・エムが野洲市以外で生産した部門と、野洲域内、野洲市場産業の生産額の合計額を見て、それで地域に戻している、こういうことのようにございまして、だから、野洲市の場合、ここに解説書があるのですが、非常に大きな伸びを示しているというのは、域外市場産業の生産額が多い、アイ・ビー・エム全体の生産額が多い、こういうことです。その一部が野洲にある。だから、野洲としてはこの地域が上がっていくと。そういうようなことございまして、その結果、域内総生産額については全国的に見ても非常に高い伸び率を野洲市は持っている。こういう解説をしております。

そこで、工業出荷額、今までの出荷額を申し上げますと、先ほども出ましたので、平成9年まではやっぱり県下で草津と野洲で1位、2位を争っておりましたが、残念なことに、10年からは5位に下がった。また、そこで付加価値を付けた付加価値生産額が12位に下がった。それまで付加価値はずっと県下で1番でしたが、それ以後ずっと下がってきた。やっぱりこの要因はアイ・ビー・エムにあるのではないか、こんな見方をいたしております。

そこで、おっしゃるG R Pについてはそれなりの要素がある。だから、今までの施策の中でいるんな欠陥があったのではないかというご指摘のようですが、そうじゃなくして、やっぱり少子高齢化時代が来るので、全国の人口が減っていくだろうと。だから、この基礎となる計算の中には野洲市の人口は4万1,000なのです。今よりも減ってある。減った人口で計算している。こういうことですので、その辺が今現状の我々の認識の中では若干数値が変わるのではないか、こういうことございしますが、大都市でも下がっていくと。滋賀県の場合、ここに上がっておりますのは、彦根、長浜、八幡、八日市、守山、野洲、水口、これだけが上がっているのです。この中で依然として伸びるのは野洲町であろうと。人口も、やっぱり減る率は少なくなっております。例えば近江八幡市あたり

は18%減る。よそのことを余り言うといけないのですが、新聞ですから。18%減るといのに、うちの方では14%が減るだろうと。こういうような計算で、非常に緻密な計算をした結果、こういうことを示されたということでご理解をいただきたいと思います。

それと、一般財源の確保でございますが、ちなみに、先ほど質問があったのですが、現在行っております区画整理の中で中畑小篠原、桜生、市三宅東部、アイ・ビー・エムじゃない、突き当たりのあそこ。西河原特定保留地を含んで、大体ここへ家が建つという計算でいきますと、細かい計算はのけまして、3年間はいわゆる軽減があるのです。新築家屋の軽減がございますから。ここで1億300万ぐらいであろうと、3年間は。その4年目になりますと1億1,770万ぐらいが現在の土地区画整理事業でふえてくるであろうと。

もう一つ、ちなみに計算をしたのですが、我々はサブゾーンと言っております、電車基地と新幹線の間ですが、ここは農業投資ができておりませんので、できれば、白地に戻し、市街化へ戻していきたいという願いのところなのですが、約50ヘクタールあるのです。それを宅地に開発できて家が建っていきますと、土地で2,300万、家で8,400万、そこへお住みになりますので、町民税、いわゆる市民税で9,000万、合わせますと1億9,000万、約2億ぐらいの収入であろう。こういうような試算もできるわけですが、額としては大きいものではないのですが、こういうような土地の有効利用というのはやっぱり必要な課題であろう、こんなふうに思います。

それと、今、予算のヒアリングで2月にはしていけないといけないと。おっしゃるとおりでございます、12月中に事務当局がまとめます。それを、お正月が済んで精査して、我々は1月の下旬から2月の月上旬に査定をいたします。おっしゃるように、2月にはまとめていなければならない。もちろんのことですが、今ここでどれが何ぼ、どれが何ぼということは、精査の最中でございますので、皆さんの前に提示するには至っておりませんので、先ほど申し上げました6つの柱の中で、合併協議等で練り上げました事業計画その他を含めまして、先ほど申しました継続事業も含んで、1月の下旬にははっきりとした事業名が言えるのではないかとということでございますので、いましばらくご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 今回の高齢者の負担増に伴いまして、例えば糖尿病、あるいは胃がん、風邪の場合の負担増の額でございますが、手元にありますのは胃がんと

風邪の例が厚生労働省の試案が出ておりまして、それがございますので、これにつきまして紹介をしたいと思います。

まず、風邪でございますが、大体1回の外来の受診で5,000円医療費がかかるという場合ですけれども、70歳以上の一般の方が、これは1割から2割の負担になりますので、現在は500円でよかったものが1,000円に上がるということになります。それから、75歳以上の現役並みの所得者ですが、これは2割から3割に上がりますので、現在1,000円が1,500円に上がるということになります。

それからもう一つ、胃がんの方の場合ですけれども、医療費が約150万円で30日間の入院という状況になった場合ですが、65歳以上の一般の方につきましては、現在の8万5,000円が9万2,000円ということで7,000円の増になります。70歳の一般の方は現在4万円が6万2,000円で2万2,000円の増、75歳の現役並みの所得者が8万4,000円が9万2,000円で8,000円の増、75歳の一般の方で4万円が4万4,000円ということで4,000円の増という状況になってまいります。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

9番（鈴木市朗君） まず、自己財源の確保と18年度予算でございますが、速やかに18年度予算もきちっとしたものを一日も早くつくり上げていただきたいということをまず要望しておきます。

そして、市長は今、GRP、僕も若干勘違いしていたようなこともございますが、そういう拠点が野洲市にあるということでございますので、やはりその中には高額所得者の従業員もたくさんいらっしゃるわけなのです。そういう方たちを野洲市内に引きとめておく。そこに住んでいただく。住んでいただいて、購買意欲を刺激して、野洲の中で金を使っただきたい。そういう施策は講じていかなければ、商業者ももちませんし、これからそういう方向に目を向けていただきたい。今からでも遅くありませんので、やはりそういう手だてを考えていただきたいということです。

今、富波地先の話もございましたが、副都心計画もございます。やはりあそこはそうした宅地に持っていかうとすれば、秦議員もかねがねおっしゃっています、まずは排水対策、そうしたものが大きな課題となっておりますが、新市まちづくり基本計画の中で今後においてその部分の排水対策等はどういうような形で推移していくのか。

それとまた、野洲駅から歩いて5分、10分、野洲駅から500メートル、1キロの範

圏内の土地利用をどのように考えておられるのか、再度質問してまいりたいと思います。

次に、医療なのですが、年収が620万円以上で、対象は全国で120万人、来年の公的年金等の控除見直しでこの水準は520万円に下がり、現在一般的所得と分類されているうちの約80万人が8月から現役並みとみなされるということでございますね。この辺の解釈はどのようにしていけばいいのか、私はその辺がわからないのですけれども、その辺について再質問したいと思います。

この医療関係においてもさまざまなケースがあるわけですが、調理コスト相当の食費や、光熱水費相当の居住費がかかってくるわけなのですが、先ほど説明を受けた中で、標準ケースでは月額6万4,000円の自己負担が、食事費3万1,000円が加わることで9万6,000円にはね上がるということでございます。こうした数字が出ておる中で、今の野洲市においてそういうような対象者は何名ぐらいいらっしゃるのか。

そしてまた、それに関わる疾病というのですか、そういうようなもののランク付けが既に把握されていると思うわけなのですが、その部分について疾病別に、今現在何名の方がこのような治療を受けていらっしゃるというようなことをしていったときに、居住費、調理コスト相当の食事費がどれだけ分必要になってくるのか。当然これは自己負担ですからね。そういうふうな分類を示していただきたい。

今後においても市独自のやはり医療に関わるそういうものをどのように、今のこの改正にあたってですよ。今すぐ考えよと言ったってなかなか、今出ているわけですから、今後の一つの検討課題だと思いますけれども、竹澤部長の所感を、例えば国保の問題もでございます。老人保健の問題もでございます。さまざまな問題もでございます。この改革も出てまいておるわけですからね。そういう部分をいかにクリアして市民の皆さんにより医療が提供できるか。

ちなみに、一つの野洲病院を例にとってみると、今、厚労省が出している200床の部分を今度は300床にしていかなければならないというような部分も打ち出されているわけですね。そうしたときに野洲病院の存在というのはどのような形で変わっていくのか。その辺のことを、わかる範囲内で結構でございますので、お示ししていただければ、私の12月議会の質問の最たるものだと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 自己財源についてのいろんなご意見がございました。そのこ

とがひいてはまちの活性化につながっていくということでございまして、おっしゃるとおり、高額所得者の方にお住まいになっていただくということが、やっぱり優良な宅地を提供しないとイケない、こういうことですね。何もかもがリンクしているわけなのですが、そこで、私がふっと今気が付いたのは、県の高等学校の通学区域が全県1区になった。ある意味でこれは非常に大きな問題が、問題というか、我々は有利になるわけですね。いい住宅地を提供し、高額所得者に住んでいただいて、その子どもさんの教育を考えたときに、進学校へ行けないという縛りがあった。これはもう解放された。そういうことが今までは大きな課題でした。絶えずそういうことを言われておりましたのが解放された。そういうようなことから、これからはやっぱりそういう優秀な宅地を提供して、高額所得者の皆さんにも住んでいただけるようにしていかないとイケない。

市街化区域については、私はやっぱり合併をしたという一つのこの機に拡大していきたい、こういう思いをいたしておりますので、今、国ではそういうことを申し上げているのですが、ただ、若干厳しくなってきたのは、例の、きのうも国会での参考のあれもございました。ああいうことは逆になっていくのではないかと。規制緩和、規制緩和と今までやかましく言ってきたことが、ああいうことがどういうふうに動いていくのか、一抹の不安はあるのですが、できるだけやっぱり地域のことは地域に任せてもらおうという思いをいたしております。

もう一つ、いわゆるまちづくりの中で都市排水の問題、これは一番大きな課題なのです。だから、私は汚水については若干、99%近い布設をさせていただきました。今度はやっぱり雨水ですね、雨。この排水をどうしていくかがやっぱり野洲市の大きな課題でございます。幸い、童子川が久野部の裏、この辺のあそこまで迎えに来てくれましたので、この辺の都市排水をどうするか。それと、先ほど申し上げましたサブゾーンの電車基地の下をどういうふうに抜くか。これは市にとって大きな課題でございますので、私は来年度からでもお願いをしながらかかっていきたい、こういう思いをいたしております。それがために今、内部で指示をしているのですが、今の下水道管をもっと拡充して取り組んでいかないとイケないだろうと。そのことがやっぱり将来の野洲市の発展に結び付いていく、こういう思いをいたしておりますので、即取り組んでいきたいと思っております。

それと、国保の問題で個々の質問をなさっているのですが、我々は絶えずこういうふうにしてほしいということを国にお願いしておりますのは、やっぱり国民健康保険は財政基盤が脆弱だということですね。その上に立っての給付の問題が出てくるわけなので、政府

管掌の保険は保険者が全国一本ですね。ところが、地域の実情に任された国保を運営しているわけなのですが、同じ県民でありながら、給付の内容が違ふ、あるいは国保料が全く違ふのですね。そういうことはいけないということで、やっぱり県ぐらいの単位で国保運営をやっていただけるように絶えず要望いたしております。鈴木さんもこれを多分お持ちだと思っておりますが、医療改革大綱のこの中にはそのことも上がっておりますので、近い将来の検討課題、こういうふうに出ておりますので、そういうことを期待しながら、低所得者を対象とした国民健康保険ですから、うまく運営ができるように、医療保険制度の国民としての一元化を目指していただきたい、こういう思いをいたしておりますので、付け加えて報告を申し上げたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部総括マネージャー。

都市建設部総括マネージャー（堤 文男君） 鈴木議員の排水対策の件でございますけれども、今、市長が申し上げていただきましたように、野洲市の非常に大きな課題であると考えております。

それで、現在、都市建設部の方といたしましても、特に駅前の市街地の部分の排水対策については、ルートのなものも調査をいたしまして検討している最中でございますけれども、非常に、横断をするのにどうしてもJRがございます。そういった中で、絵をかくのは幾らでもルートがかけるのですけれども、実際にやはり実施をするという段になりますと、当然用地も必要になってまいりますし、公共施設の中だけではできないという観点もございますので、十分検討した中で実施できるルートを検討するというふうな中で現在検討させていただいております。

それと、やはり下流部の1級河川の県河川の方も徐々に改修を図っていただかないことには、上流だけ先にやるということもございまして、その点は我々も十分また要望させていただくということで、排水対策についてはいろいろ課題もございまして、十分にまた今後とも検討していきたい、こういうふうに思っております。

それから、駅周辺の1キロ四方のまちづくりでございますけれども、先ほどから、駅前のA、B、C、Dの地区の関係でも出ておりますように、いろんな委員会の中で昨今検討させていただいている状況でございます。

それと、バリアフリーの関係でも事業の策定ということで検討委員会、ワークショップを開かせていただいて、よりよい駅前にするというようなことも含めまして現地も見ていただいておりますので、そういったことで順次、よりよいまちづくりについて努力してま

いたい、こういうふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 鈴木議員の再度の3点のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の現役並みの所得者の問題でございますが、これは18年度実施の公的年金の控除の見直しによりまして、現役並みの所得者の最低年収額が下がるということで、現在の対象が大体6%ということになっておりますが、この下がることによりまして約11%を見込んでいるということになります。現在、夫婦世帯で約620万円が520万円以上になるということでございます。ただし、これにつきましては、現役並みの所得者につきましては18年8月から2年間は自己負担限度額を一般並みに据え置く経過措置をとるというふうに国は出しております。

それから、2点目の医療保険の適用療養病床の件でございますが、現在、野洲でこの療養病床群を何人使っているかというご質問でございます。これは私もけさ直前に人数を把握したいと思って担当に申し入れておりましたけれども、人数はわかりませんけれども、今回このいわゆる食費と居住費を負担することによっての金額は約100万程度というふうに概算しております。

それで、疾病別でございますが、これはまさしく介護保険と同じように、脳血管疾患等が主な疾患となっておりますので、介護保険ともあわせまして今回こういう生活習慣病を中心とした対応を医療改革の中にも大きく打ち出しておりますので、若いときからの生活習慣改善、保健予防に努めていくことが必要というふうに判断しております。

それから、3点目の野洲病院の存在はどのような形ということでございますが、従来、野洲病院は地域に根差した医療を進めてまいっております。しかし、患者の動向を見ますと、やはり大学病院というふうに地域外のところに流出するというケースが非常に多くなっております。そういう意味で、本当に身近なところで治療が開始、安心した医療が提供できるような、今よりも密着した医療に変えていくということは私どもの希望でもありません。

それからもう一つは、鈴木議員のご質問もございましたように、やはり医療費の6割、あるいは死亡の原因の6割が生活習慣病でございます。今回の医療改正の中では予防という意味を非常に重要視しておりますので、この野洲病院を中心とした、予防から治療まで一貫された治療が提供できるようなシステムを希望しております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ただいま、部長が野洲病院のあり方について説明を申し上げました。もう少し補足させていただきたいと思います。初めての議会でもございますので、ご理解をいただいております。我々は公設民営という一つの方式をもちまして野洲病院の支援をしているのですが、今も申し上げましたとおり、2次診療程度の診療はできる病院で、地域の中核病院として医療をしていこうということでございますが、最近我々が一番市民の皆さんから要求を受けますのは、療養型ですね。やっぱり3カ月経って出ていかなければならない。このことについての病床をふやしていきたいという思いでやっているのですが、今、湖南地方には病床の余分がないと。草津で大きな病院ができた。滋賀県下ではやっぱり湖北へ行くと余っているのです。

だから、そういうようなバランスの問題も、あるいは人口密度の問題もあって、何としても湖南でと、こう言うのですが、18年度に若干の見直しがあるのと、最近のニュースを見ていますと、療養型の病床群の病床は別枠であるというような考え方が出てまいっておりますので、そういうことをとらまえまして、この18年度の見直しの中でうまくリンクして、できれば今現在の病院の他に、分院となるのか、そっちが新しい本病院になるかは別にしまして、やっぱり療養型の病床群をふやす意味から、何としても増設をしていきたい、お願いしたい、こういう思いを持っておりますので、ご理解をいただいております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 以上で、一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前11時15分 休憩）

（午前11時25分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、提出されました意見書第11号及び意見書第12号、議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）他1件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書第11号及び意見書第12号、議会制度改革の早期実現に関する意見書(案)他1件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

(追加日程第1)

議長(荒川泰宏君) 追加日程第1、意見書第11号議会制度改革の早期実現に関する意見書(案)及び意見書第12号「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書(案)を一括議題とします。

それでは、意見書第11号議会制度改革の早期実現に関する意見書(案)につきまして、提出者の説明を求めます。

第23番 河野司君。

23番(河野 司君) ただいま議題となっております意見書第11号につきまして、文案を朗読いたしまして提案説明とさせていただきたいと思っております。

議会制度改革の早期実現に関する意見書(案)。

国においては、去る12月9日、第28次地方制度調査会から内閣総理大臣に「地方議会のあり方」等に関する答申が提出されましたが、全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明すると共に、必要な制度改革要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の答申を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にある。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、抜本的な制度改革が行われるよう強く求める。

記。

- 1、議会の招集権を議長に付与すること。
- 2、地方自治法第96条第2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。
- 3、専決処分要件を見直すと共に、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること。
- 4、議会に附属機関の設置を可能とすること。

5、議会の内部機関の設置を自由化すること。

6、調査権・監視権を強化すること。

7、地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けると共に、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めると。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 次に、意見書第12号「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書（案）につきまして、提出者の説明を求めます。

第16番 川口東洋君。

16番（川口東洋君） 16番、川口であります。ただいま議題となっております意見書第12号について、文案を朗読いたしまして提案説明とさせていただきます。

「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書（案）

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体の改革について」決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、さらなる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を

実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記。

1つ、地方交付税の所要総額の確保。

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来すことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

2つ、3兆円規模の確実な税源移譲。

3兆円規模の税源移譲にあたっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

3つ、都市税源の充実確保。

個人住民税は、負担分任の性格を有すると共に、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

4つ、真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施。

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿ったさらなる改革を引き続き強力に推進すること。

5つ、義務教育費国庫負担金について。

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

6つ、施設整備費国庫補助負担金について。

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7つ、法定率分の引き上げ等の確実な財源措置。

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、

法定率分の引き上げで対応すること。

8つ、地方財政計画における決算乖離の同時一体的な是正。

地方財政計画と決算との乖離については、平成18年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

9つ、「国と地方の協議の場」の制度化。

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようによろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） すべての提出者の説明が終わりました。

これより、意見書第11号及び意見書第12号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

野並議員、質疑通告書を提出して下さい。

暫時休憩いたします。

（午前11時38分 休憩）

（午前11時46分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、意見書第12号について、質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

第17番 野並享子君。

17番（野並享子君） 意見書第12号「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書（案）について、質疑を行います。

小泉政権による三位一体改革は、地方に痛みを押し付け、税源移譲のないまま仕事だけが押し付けられてきました。第1期改革で交付税の削減、補助金の削減が行われ、税源移譲は満足でなく、公立保育所の補助金の削減や交付税の削減が行われてきました。生活保護の国庫負担率の削減は何とか回避いたしましたが、三位一体改革は国の支出を減らすことに基本が置かれています。国の支出を減らすのは、無駄な公共事業や、米軍基地に湯水のように注ぎ込んでいる思いやり予算や、新たな基地の増強、また、アメリカの肩がわりとなって国連への負担金やODAなどであります。これらは、日本の財政事情からすると大盤振る舞いと言う他はありません。

また、地方に痛みを押し付けるのではなく、まず、大もうけしている大企業の法人税の減税でなく、もとに戻すことです。トヨタ自動車が毎年1兆円以上の利益を上げ、主要大企業の内部留保が国家予算を超えているという異常な中、内部留保のため込むのではなく、きちんと税金を払うシステムにする必要があります。このようなことを放置し、交付税の削減のために強制合併が行われ、公務員や議員を削減し、さらに指定管理者制度の導入などによるさらなる官から民へという方向が強められています。

このことを前提にするならば、意見書（案）の第4項目めの真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施、「政府においては、『三位一体の改革』を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、『真の地方分権改革の確実な実現』に向け、平成19年度以降も『第2期改革』として『地方の改革案』に沿ったさらなる改革を引き続き強力で推進すること。」というような項目がございますが、このようなものは今、地方自治体が望むようなものの権限移譲に伴うようなものではないことは明らかではないでしょうか。具体的に第2期改革というのはいったい何なのでしょう、お答えをお願いいたします。

5点目の義務教育費国庫負担金について、「地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、『地方の改革案』に沿った税源移譲を実現すること。」とあります。この問題は、義務教育費の国庫負担金については、全国知事会の要請項目の内容では国庫負担率を3分の1でよしというようなことを要請いたしました。しかし、この削減には異論がございます。地方の改革案というような内容、この今出ております「地方が創意と工夫に満ちた教育行政」というのは、特色ある学校をつくっていくとかということで、結局、財政力のある県と財政力のない県との義務教育における格差を生むこととなってしまいます。また、義務教育の通学区域をなくしてしまい、自由に学校を選べるようなことも内容の中には入っております。学区制をなくせば、今回のような小学生の殺傷に対して地域ぐるみで子どもを守るという方向でなく、各家庭が責任を持つという方向になり、地域の教育力を低下させることとなります。中央教育審議会が義務教育費の国庫負担制度の堅持を答申しており、義務教育は国の所管の事項であり、このような5点目の内容は意見書として上げるべきではありませんが、見解を求めたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 川口議員。

16番（川口東洋君） ただいま出されました野並議員からの質問にお答えしたいと思います。

意見書（案）の前文にもございますように、三位一体改革は全国一律・画一的な施策を

転換して地方の自由度を高めていく、そして効率的な行財政運営を確立することにあるというふうに理解しています。今述べられましたご質問の中でございますように、決して私どももこのことについて満足して出しているということではございません。そういうことでは、地方に対してやっぱりいろいろ意見があっても、言っていくことができないというふうになりますから、単に受け入れるだけではだめだということで、それなりのしっかりした対応策を持って政府関係機関への意見書提出ということにしなければならないわけがあります。

でありますから、ございますように、しっかりとした前提条件として、国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う確実な税源移譲が担保されなければならない。地方交付税措置を一体的、同時に実施していくことは、やはりなお税源移譲が行われても税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴う財源措置すべき額に満たない、先ほどおっしゃいました地方公共団体については、地方交付税の算定などを通じて確実な財源措置を行うことなどが明記されているわけであります。

第2期改革につきましては、おっしゃるように、19年度から21年度ということになってございますが、今、第1期ではとりあえず個人住民税の10%というのが記されておりますけれども、2期改革の中では税源移譲の消費税5%のうち1ないし2.5%を地方消費税に充当していく。それから、補助金の見直しを地方分権の理念に沿ってしっかりとしていくなどが盛り込まれて、まだこれから私は進んだ議論が進められていくのだろうというふうに思っておりますが、とりあえず地方、都道府県において著しき格差を生じない、まして市町村においても同じようなことをしっかりと含んだ話だというふうに思っております。

全国知事会の中でも、滋賀県の國松知事も出席しておりましたし、義務教育費の国庫負担制度についてはしっかりと堅持していくべきだというふうに述べられております。義務教育費国庫負担金の問題につきましては、地方において創意と工夫に満ちた教育行政を展開していくために、その全額を廃止して、先ほど申し上げました税源移譲をしっかりとしていくとした上で、あわせて実施検討すべき事項として、国においては義務教育における地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、その責務を法律上に明記していく。同時に、都道府県間における、先ほどこれも申し上げましたが、教育費の水準に、あるいは教育の水準に著しい格差が生ずることのないように、法令にこれも明記するなどの措置についても考慮すべきことであるということが盛り込まれているわけであります。

地方6団体の中でもいろいろと議論がある。これも一番最初に申し上げましたが、これは私どもでもそういうふうに申し上げてまいりますと、何もかもが賛成ではないというふうに思っていますけれども、やっぱりこういう場でございます。笑い事じゃないですよ。地方6団体がしっかり決めてやっており、そのことについては地方としてしっかり受けとめて政府にものを申していかなければならないという立場で、今度も諮問が図られて要請があったもの、全国議長会からの要請に応じていく、それはやっぱり大事なことだというふうに思っております。

以上。

議長（荒川泰宏君） 野並議員。

17番（野並享子君） 再質問させていただきます。

答えとしての第1期改革が住民税10%、これは今、住民税が5%、10%、13%という3段階に分かれているのを一律全部10%にするという内容ですね。これは、5%のところは増税になります。13%の人は減税になります。こういうふうなところをよしとしていくのでしょうか。

それと、第2期で消費税の5%のうち1、2%充当してとか、補助金の見直し、この第1期のときの状況が一番如実に物語っているのが公立保育園の補助金の見直しで、これが一般財源化されました。一般財源化されて、何のお金かわからんという形で交付税の中に投入されてしまいました。今まではきちっと保育所の補助金ということで率が明確にされ、国から出されてきましたが、第2段階においては市立保育園においてもこういうような形になってくる。削減をするというのが基本になっていますから、義務教育の部分も3分の1でいいというのを全国知事会が出したということ、このこと自身が大きな問題であると思えます。

ですから、地方6団体といっても、意見が一致しない。知事自身もこの出したことに対して異議を唱えるのが半分あるというような現状であります。こういった、意見が分かれているような問題に対して、意見書として5番目に上げていくというのは、これはやめるべきだと思います。全国知事会の中で上げたといっても、知事の中でさえ、きちっと義務教育が国の所管事業として行われることが懸念されると言っているのですから、これは上げるべきでないと思います。

そして、そもそも第4点目の19年度以降も第2期改革としてさらにこの三位一体改革を行えというのは、さらなる補助金の引き下げも容認をするようなことになります。三位

一体改革は税源移譲が本当に確実に行われてこなかったということが物語っているように、この問題は引き続き行ってもらったら困るということで、4点目は、これも上げていくべきではないと思いますが、この部分をどうして出されていかれるのか、納得がいきません。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 川口議員。

16番（川口東洋君） 私はお答えの中で申し上げましたように、ならば、何もしなくていいのか。私はそれではないというふうに思っています。そうしたら、進めていく中で100%、団体の中で意見が一致しているのかどうか。それもやっぱり不可能なことだというふうに思っています。

私は、ご存知かもしれませんが、NTTの出身でございます。ご存知のとおり、JR、国鉄が民営化されるときに、私が受けとめておりますのは、職員はさんざんな目に遭ったというふうに思っています。その前提を踏まえて、日本電信電話公社が民営化したときに山岸章、初代の連合の会長でございますけれども、当時委員長でございましたが、同じ民営化を推し進められるならば、むしろ率先して主導権をとっていかうじゃないかという過程を目の当たりにしてまいりました。

ですから、今、野並議員がおっしゃった中身の中で、地方自治体のしっかりとした姿勢ということが、これは基本的にベースに求められている事柄でございます。何もかもやられるから不安でしょうがない、この項目に充てられた予算はこれに使わなければならないということになるのか、それとも今まで、例えば小学校、今は時代が変わっているから、ひょっとしたら変わっているかもしれませんが、小学校建設をするという国庫補助の中に、調理場、給食室をこれだけつくりなさいという国庫補助を受けながら、実はそのものはつくっていないけれども、別の部分に使っていると。子どもの教育予算という意味では同じことだろうというふうに思うのですけれども、それを例えば今言われた地方自治体へ一般化された中で入ってきたことについてはしっかりと、そのために地方がどこに重点を置いて使うかということについては、くどいようでございますけれども、これから望まれている、地方自治体がしっかりと姿勢をいかに示していけるかということに尽きるのではないだろうかというふうに思います。具体的に細かい事柄につきましては、例えば第2期としての課題が残っている部分については議論をしまければいいことだというふうに思っています。

以上であります。

議長（荒川泰宏君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書第11号及び意見書第12号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書第11号及び意見書第12号につきましては、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、意見書第11号及び意見書第12号について討論を行います。

意見書第12号について討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第17番 野並享子君。

17番（野並享子君） 意見書第12号「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書（案）について、反対討論を行います。

そもそも三位一体改革というのは、地方に痛みを押し付けるというところから出発をいたしております。国が700兆円からの借金をいかに減らすか。その借金をつくり出したのは地方の責任ではありません。無駄な公共事業を山ほどやって借金をつくり出したのです。こうした反省もないまま、地方自治体に三位一体改革として補助金の削減を迫るということは、これは言語道断。先ほど言いましたように、まず国が減らすべきものは、無駄な公共事業や、米軍基地に湯水のように注ぎ込んでいる思いやり予算。今、沖縄で基地をグアムに移転するというので、その移転費用を1兆2,000億円ぐらい全額この日本が負担するということが新聞紙上に載っておりました。さらにこのようなことを行おうとしている、そういう中で三位一体改革が行われているということを認識すべきです。

日本が国民のためにきちっと税金を使っていく。今回、生活保護の問題、国の管轄を外そうとしました。地方6団体がこれだけは何とか外してはならないということで、今回の中では確保をすることができましたが、国はそういう方向を出したのです。生保も、これも地方で何とかやれというようなことを言ったのですから、第2期改革においてさらにこういう問題が浮上してくるということは言えるのではないのでしょうか。

こういうような中で地方自治体から国に対して意見書を上げていくとするならば、先ほど言いましたように、無駄なものはきちっと削減をし、国民のために税金を使っていけということを意見書として上げていくべきであると思います。全体9項目ありますが、この

第4点と第5点に関しましては意見も分かれるところであり、これはやはり削除していくべきであるかと思えます。

残りの点については意見として上げていただければいいと思えますので、以上を申し添えまして、反対討論といたします。

議長（荒川泰宏君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第11号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、意見書第11号議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第12号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、意見書第12号「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては本職に一任されたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句整理等を要するものについては本職に一任することに決定いたしました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明16日から12月21日の6日間は休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、明16日から12月21日の6

日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る12月22日は午前9時から本会議を再開いたします。

なお、ここで理事者から皆様に報告がございます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 1件報告事項がございます。

12月14日、昨日ですが、午前11時32分にクリーンセンター粗大ごみ処理施設が爆発いたしました。原因はカセットボンベかシンナーのような有機溶剤系であろう、こういうように推測しております。火災は発生いたしませんでした。すぐに消防と県へ連絡いたしました。被害は、天井が抜けたと。これはもともと構造上、天井が抜けるようになっていますから、抜けたと。応急措置によりまして稼働は即できたということで、支障は出ておりません。修繕費用は保険の範囲内でおさまる、50万程度であろうと。こういうことでございますので、ご報告を申し上げておきます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。（午後12時13分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年12月15日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 藤下茂昭

署名議員 中島一雄